

都城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託実施要領

1 業務の目的

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、市町村は三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとなっており、都城市においても、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第10期都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「第10期計画」という。）を策定する必要がある。

本業務は、都城市の日常生活圏域における高齢者の心身の状況や置かれている環境等を把握するためのニーズ調査を実施し、第10期計画の基礎資料とするほか、回答者へ個人結果票を送付し、当該回答者の健康への意識を高め、介護予防意識の向上を期待するものである。

2 業務の概要

- (1) 名称 都城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務
- (2) 場所 都城市内全域
- (3) 内容 別紙1 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案上限額 14,487,000円（消費税及び地方消費税相当額1,317,000円を含む。）

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、標本調査によるニーズ調査を実施するため、調査対象とした一部の高齢者の回答結果から地域・高齢者全体の状況を推定し、市内高齢者の状況や地域特性、地域課題を把握し、課題分析を行うものであり、高度な分析力、技術力、創造力及び進捗管理能力が必要とされる。

以上の理由により、価格のみの競争になじまないため、プロポーザル方式を採用するものである。

4 業務スケジュール（予定）

内 容	日 程
選定委員会発足（審査方法並びに評価項目及び評価視点の決定）	令和7年5月22日（木）
公告日	令和7年6月4日（水）
参加表明書の受付期間	令和7年6月4日（水）から 6月20日（金）まで
質疑の受付期間	令和7年6月6日（金）から 6月17日（火）まで
質疑への回答	令和7年6月19日（木）まで随時
参加資格要件の審査通知	令和7年6月27日（金）
技術提案書提出要請書等の送付	令和7年6月27日（金）
技術提案書受付期間	令和7年7月7日（月）から 7月15日（火）まで

プレゼンテーションの実施	令和7年7月24日（木）（予定）
プレゼンテーション等による優先交渉者の選定・通知	令和7年7月31日（木）（予定）
契約締結日	令和7年8月下旬（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別 公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去6年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (7) 都城市の競争入札参加有資格事業者名簿（役務）に登録され、業種として「調査・検査・点検・分析」が登録されており、現に競争入札参加の資格を有していること。

7 技術提案書の作成要領

(1) 作成要領

別紙2「技術提案書の作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和7年6月6日（金）から6月17日（火）午後4時まで

イ 受付方法：質問書（様式第5号）を電子メールで提出し、電子メールの件名は「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査質問書（事業所名）」とすること。

ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法：令和7年6月19日（木）午後5時までに、都城市ホームページで随時公表する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第3号）

(イ) 事業者概要（任意様式 事業者概要及び事業実績が分かるパンフレット等）

- イ 提出期間
令和7年6月4日（水）から6月20日（金）まで
- ウ 受付時間
午前9時から午後4時まで。ただし、土曜日、日曜日は除く日（以下「平日」という。）とします。
- エ 提出方法
持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。
なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。
- オ 提出部数
1部
- カ 参加申込の結果通知
参加申込の結果について、令和7年6月27日（金）までに通知する。
- キ 辞退届の提出
参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。
 - (ア) 提出書類
辞退届（様式第9号）
 - (イ) 提出期限
令和7年7月15日（火）まで
 - (ウ) 受付時間
平日午前9時から午後4時まで
 - (エ) 提出方法
持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。
なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

(2) 技術提案書

- ア 提出書類
 - (ア) 技術提案書等提出書（様式第6号）
 - (イ) 会社概要（様式第7号）
 - (ウ) 業務実績（様式第8号）
 - (エ) 技術実施体制調書（様式第10号）
 - (オ) 管理技術者・技術者の経歴等調書（様式第11号）
 - (カ) 業務フロー（任意様式）
 - (キ) 技術提案書（任意様式）
 - (ク) 見積書（任意様式）
- イ 提出期間
令和7年7月7日（月）から7月15日（火）まで
- ウ 受付時間
平日午前9時から午後4時まで
- エ 提出方法
別紙2「技術提案書の作成要領」に記載している順番に編綴し、インデックス等をつけて整理し、持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。
なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

オ 提出部数

正本1部、副本8部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、都城市介護予防・日常生活圏域調査選定委員会を設置する。委員は、庁内の関係部課長等7人（健康部長、福祉部長、健康課長、介護保険課長、いきいき長寿課長、福祉課長及びいきいき長寿副課長）で組織する。

(2) 審査方法

ア 審査（提出書類審査及びプレゼンテーション、ヒアリングによる審査）

次に掲げるとおり、技術提案についての提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査を行い、優先交渉者を選定する。

(ア) 出席者

1者3名以内

(イ) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター（EPSON EB-1795F、HDMI端子有り）とする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(ウ) 実施時間

1者30分以内（器機のセッティング・撤去に係る時間を含む。）

(3) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第2号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 119 条 1 項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 119 条第 2 項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、完了払とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。

(4) 提出された技術提案書等は返却しない。

(5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

(8) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

12 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号

健康部 いきいき長寿課 担当 富田

電 話 0986-23-2685 (直通)

E-mail ikiiki@city.miyakonojo.miyazaki.jp